

「学生とアーティストによるアート交流プログラム」共催者募集要綱

1. 趣旨

本事業は、東京都及び財団法人東京都歴史文化財団東京文化発信プロジェクト室（以下「プロジェクト室」という。）が、大学・大学院・短期大学・専修学校等（以下「高等教育機関等」という。）と共同で実施するもので、学生が地域や社会の中でアーティストと交流・協働し、その活動の成果を社会に発表するものである。学生にアートを通じて多様な経験をする機会を提供することを目指す。

2. 対象者

高等教育機関等に所属する組織（学部・学科・研究室等）

※芸術・文化関係の学校・学部・学科・研究室等でなくても可

3. 対象事業

以下のすべての項目に該当する事業・活動を対象とする。

- ① アートによる創造性を生かし、かつ、地域や社会の様々な人々に開かれた事業・活動であること。
- ② 学生たちがアートを通じて新しい体験をし、成長することのできる事業・活動であること。
- ③ 原則としてアーティストが関わる事業・活動であること。
- ④ メディアを活用し、事業・活動の成果を広く社会に公開すること。
- ⑤ 高等教育機関等に所属する教員（常勤に限る）のもと、学生等によって行われる事業・活動であること。
- ⑥ 東京都内で実施される事業・活動であること。
- ⑦ 営利活動や政治活動、宗教活動を目的としないものであること。

4. 対象経費及び東京都歴史文化財団の負担金額

(1) 対象経費

対象経費は、別表1のとおりとする。

(2) 財団法人東京都歴史文化財団の負担金額

上記(1)の対象経費の合計額のうち、財団法人東京都歴史文化財団（以下「当財団」という。）の負担金額は300万円を上限とする。

5. 事業の実施時期

対象となる事業・活動は、平成21年9月1日から平成22年3月31日までに実施される新規の事業・活動とする。

※申請書内の「実施期間」には、「対象期間内」の開始日と終了日を記入のこと。

6. 選定方法等

本事業により共催する事業・活動は、応募された事業・活動のうち、「学生とアーティストによるアート

交流プログラム事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の審査を経て、プロジェクト室が決定する。

(1) 審査基準

審査は、以下の基準に照らして行う。

- ・事業・活動の独創性・先進性
- ・地域や社会への開放性
- ・人材育成への貢献性
- ・国内外への発信力

(2) 審査委員 (氏名五十音順)

逢坂恵理子 (横浜美術館 館長)

杉谷正則 (東京文化発信プロジェクト室 室長)

宮島達男 (東北芸術工科大学 副学長)

桃原慎一郎 (東京都生活文化スポーツ局文化振興部 参事)

鷺田清一 (大阪大学 総長)

7. 審査結果の通知

審査結果については、平成21年8月中旬頃に文書にて採択、不採択の結果のみ通知する。

8. 他団体からの支援等について

他団体からの支援金や補助金の有無については、本事業の対象事業の採択に影響しないものとする。ただし、他団体からの支援等の使途が限定され、対象経費と重複する場合については、相当額を控除の対象とする。

9. 共催者の手続き

(1) 共催協定の締結

共催協定は、東京都及び当財団と協議のうえ、高等教育機関等の代表者名で当財団と締結する。

(2) ポスター等への表示

採択された事業・活動については、ポスターやチラシ、パンフレット、ホームページ、報告書等に、①東京文化発信プロジェクトの一環である「学生とアーティストによるアート交流プログラム」事業の対象事業であること、②東京都、プロジェクト室との共催事業であることを明記すること。表記や掲載の方法・内容等については、採択後別途連絡する。

(3) 共催による事業の実施

事業の実施にあたっては、東京都及び当財団と事業内容を調整し、実施する。

(4) 事業・活動報告書の提出

企画実施終了後、30日以内に全体経費についての収支報告を含む事業・活動報告書(指定様式)を、プロジェクト室に提出すること。

なお、収支報告には領収書等の写しを添付すること。

10. 応募方法

(1) 申し込み締切

平成21年7月21日(火) 必着

(2) 申込書の提出方法

申込書は、配達記録の残るもので以下の提出先に送付すること。

(3) 申込書提出先

〒130-0026 東京都墨田区両国3-19-5 シュタム両国5階
財団法人東京都歴史文化財団 東京文化発信プロジェクト室
「学生とアーティストによるアート交流プログラム」係 宛

(4) 申込関係書類

- ① 平成21年度「学生とアーティストによるアート交流プログラム」申請書(様式1) …6部
- ② 申請する事業・活動に関する参考資料(任意) …6部

1.1. 問い合わせ先

財団法人東京都歴史文化財団 東京文化発信プロジェクト室

地域文化交流推進担当 森・石田・大内

〒130-0026 東京都墨田区両国3-19-5 シュタム両国5階

TEL:03-5638-8800 FAX:03-5638-8811

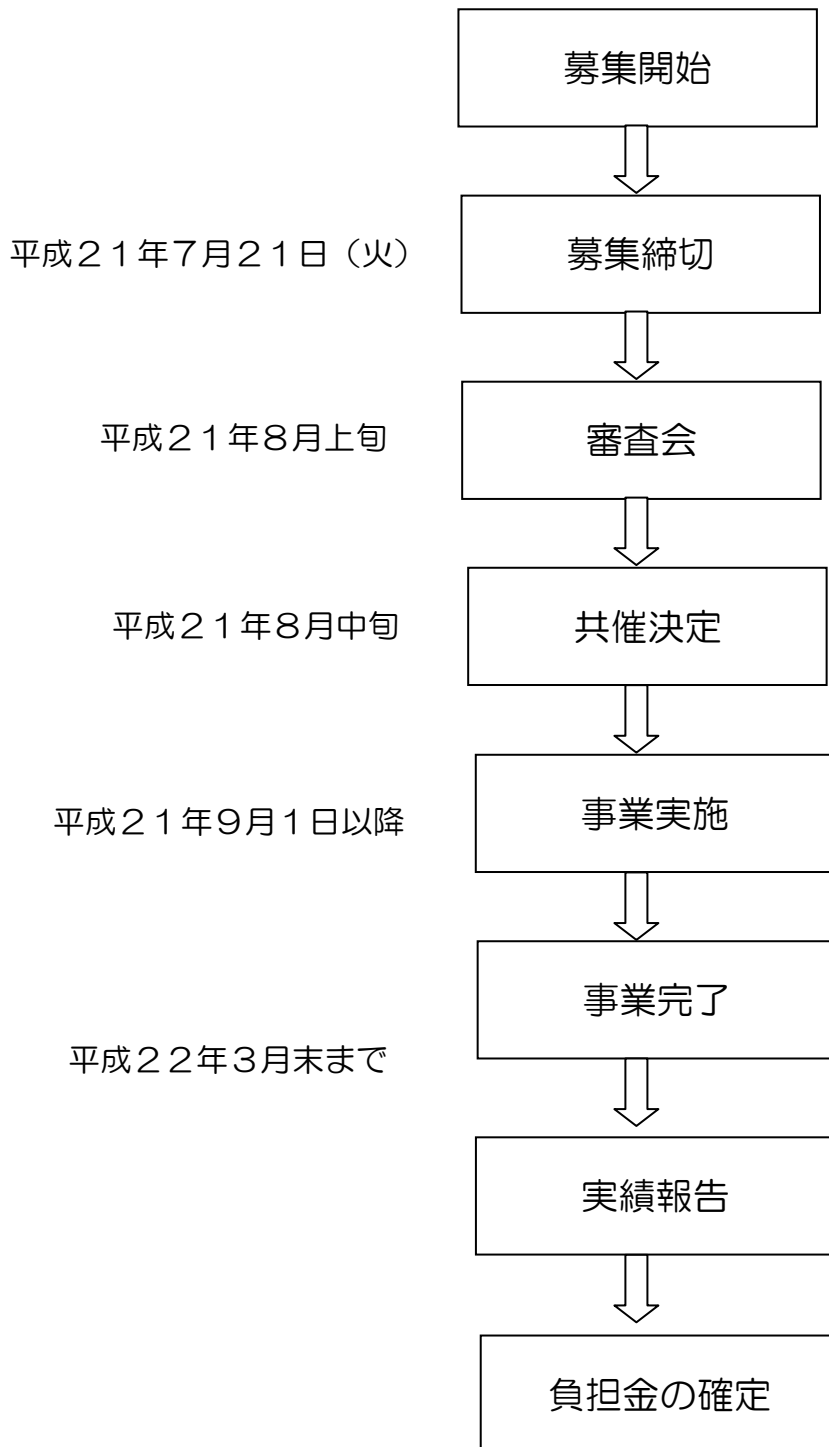
E-mail info@bh-project.jp

別表 1

対象経費および対象外経費 一覧

	項目		内訳
対象経費	事業推進費	作品	作品制作費、作品借料等
		出演	演奏料、俳優等出演料 等
		ワークショップ	材料・資材費 等
		会場設営	会場使用料、出展料、大小道具費、衣装費、舞台美術費 照明費、音響費、会場設営および撤去費 道具・楽器・作品運搬費 等
		記録費	録画費、録音費、写真費、記録 DVD 作成費 記録に必要な消耗品の購入費 等
		準備・練習費	会議室・稽古場借料、指導者謝礼 等
	謝金・旅費 通信費		講演・講師謝金、会場整理・監視員謝金、運営スタッフ謝金 テクニカルスタッフ謝金、原稿執筆謝金、編集謝金 調査旅費、出演者交通費、スタッフ交通費、宿泊費 案内状送付料 等
	宣伝・印刷費		広告宣伝費(新聞、雑誌など)、立看板制作費 プログラム・パンフレット印刷、図録印刷、入場券印刷 台本印刷、チラシ・ポスター印刷費 等
	その他		ボランティア保険、催事保険料、設備備品レンタル費用 振込手数料 等
	対象外経費	パーティ、打ち上げなどに係る経費、飲食費、交際費 有料頒布する場合のプログラム等の作成経費(原稿執筆謝金、印刷費等) 航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラスやグリーン料金など) 事務所経費、職員給与 等 その他、財団法人東京都歴史文化財団東京文化発信プロジェクト室が対象経費として適当で ないと判断したもの	

応募から事業実施までの流れ



※負担金は四半期ごとに前払いすることもできます。

※確定金額と前払金額に差額が生じた場合は、差額分を返還していただきます。